

投資信託受益権振替決済口座のお申込みについてのご確認事項

私は、投資信託受益権振替決済口座の開設申込みにあたり、「振替決済口座に関する契約のご説明」を確認し、理解しました。また次の事項を確認しました。

1. 投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではないこと。また、貴行で購入する投資信託は、投資者保護基金の対象ではないこと。
2. 投資信託は元本が保証されている商品ではないこと。
3. 投資信託の運用による損益は、投資信託を購入する私自身に帰属すること。